

入札説明書等に関する質問回答（追加）

No.	書類名	質問項目	頁	章	該当箇所					質問内容	回答
					節 条	項 (1)	a)	ア ①			
1	事業契約書(案)	施設整備費相当額の定義について	29	9	72					施設整備費相当額に「消費税及び地方消費税」は含まれるとの理解にて正しいでしょうか。 また、施設整備費相当額に「割賦金利」は含まれないとの理解にて正しいでしょうか。	ご理解のとおり、施設整備費相当額には「消費税及び地方消費税」は含まれますが、「割賦金利」は含まれません。
2	事業契約書(案)	契約保証の期間について	29	9	72					契約保証期間は施設整備期間と同一との理解にて正しいでしょうか。	契約保証期間は、入札説明書のP23「2.5. 契約保証金」に記載のとおり、施設整備期間（工事完了の日まで）と同一です。
3	事業契約書(案)	契約保証金と違約金の関係について	29	9	72					事業契約第72条规定の契約保証金と同第61条及び同第62条に規定される違約金との関係について事業者の帰責事由により事業契約上の債務不履行があった場合、契約保証金と違約金の両方ではなく、第61条及び第62条に規定される違約金のみを貴学へお支払いするとの理解にて正しいでしょうか。	第61条及び第62条に規定される違約金のみの支払いとなります。なお、第61条は第72条の保証金を違約金に充当可能です。